

# きらら館トレーニング室利用案内

保健福祉センターきらら館では、市民の健康づくりのためのトレーニング事業を行なっています。生活習慣病予防や高齢期の介護予防に効果的です。ぜひご利用ください。



- 目的 この施設は健康づくりのためのトレーニング施設で、スポーツトレーニングは対象としていません。
- 対象者 16歳以上の市民に限ります。
- 利用方法 利用希望の方は、次のとおりです。

講習会・・・午後0時40分～3時

利用に当たっては、所定の講習会を受講してください。講習料金は無料です。なお、講習会は予約制です。

講習日程は、以下の日程表をご覧ください。

講習会では、健康調査などがありますので、運動のできる服装、室内用の運動靴、筆記用具、眼鏡などをご用意ください。

会員証の発行

この施設は「会員制」の施設で、下野市が定めた利用料金を負担していただきます。講習会終了後、利用申請書と料金を納入し、会員証の発行となり、利用開始となります。

- 利用時間

平日 午前9時30分～午後1時及び午後3時～8時30分

土・日・祝祭日 午前9時30分～午後1時及び午後2時～7時30分

- 休館日

毎週月曜日(祝日の場合は、その翌日)、第2火曜日(祝日の場合は開館)、祝日の翌日(土・日の場合は開館)、年末年始

## 講習会日程表

6月	21日(日)	11月	15日(日)
7月	18日(土)	12月	19日(土)
8月	23日(日)	1月	17日(日)
9月	26日(土)	2月	27日(土)
10月	24日(土)	3月	27日(土)

## 利用料金

一般 (16歳～64歳)	1回券	500円
	1か月券	4,000円
	3か月券	10,000円
	6か月券	15,000円
シニア (65歳以上と 障害者手帳保持者)	1回券	300円
	1か月券	2,400円
	3か月券	6,000円
	6か月券	9,000円

申し込み・問い合わせ先

健康増進課(きらら館内) ☎52-1116

# 障がい福祉の窓

～福祉の制度やサービスについての概要を紹介します～

問い合わせ先

社会福祉課

☎52-1112

## ⑬日常生活用具の給付について

障がい者の日常生活をしやすくするため、日常生活用具の交付を行っています。なお、原則として1割の自己負担があります。また、所得区分により負担上限額があります。

- 給付の対象者 身体障害者手帳の障がい程度がおおむね2級以上の障がい者(児)
- 申請について 申請書、医師の意見書、印鑑、見積書をお持ちください。
- 申請の際の注意事項

必ず購入前に申請・相談ください。

医師の意見書は省略できる場合もありますので、お問い合わせください。

介護保険が優先になります。介護保険が利用できる方は、種目(特殊寝台、入浴補助用具など)によっては介護保険からレンタルいただくものもあります。

申請書等は社会福祉課にあります。